

佐久市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）

（目的）

第1条 このガイドラインは、市民等がその容貌又は姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、市が設置又は所管する施設、設備等（以下「施設等」という。）における防犯カメラの適正な設置及び運用を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 施設等の管理上における、犯罪、事故等の防止、適正管理及び利用状況の確認などを目的として、常設される映像機器及びこれに附属する機器をいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより収集された映像をいう。
- (3) 記録媒体 前号による画像を記録又は保存したものをいう。

（防犯カメラの設置計画）

第3条 防犯カメラの設置を計画する施設等の所管課等は、当該防犯カメラの設置について、事前に次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 目的が正当であること。
- (2) 客観的かつ具体的な必要があること。
- (3) 設置の状況が妥当であること。
- (4) 設置及び利用による効果が期待できること。
- (5) 使用の方法が相当であること。

2 前項の防犯カメラの撮影対象範囲に施設等以外の公共の場所又は私有地が含まれ、かつ、撮影によって特定の個人を識別することができる場合、又は日常的に特定の市民等が撮影される場合は、特定の個人、市民等に対し事前に周知を行わなければならない。

（個人情報保護の保護）

第4条 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、佐久市個人情報保護条例（平成17年佐久市条例第16号）の定めるところにより、個人情報の保護のための適切な措置を講じるものとする。

（防犯カメラ設置の表示）

第5条 防犯カメラの設置場所には、市民等から見やすい位置に「防犯カメ

ラ作動中」等、防犯カメラを設置している旨を表示するとともに、防犯カメラの管理担当部署及びその連絡先を明示した看板等を設置するものとする。

(防犯カメラ管理責任者)

第6条 防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラを設置する施設等に、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、防犯カメラを設置した施設等を所管する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

3 管理責任者が不在のときは、あらかじめ管理責任者が指定する職員をもってこれに充てる。

(防犯カメラ取扱者)

第7条 管理責任者を補佐するために、防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。

2 取扱者は、管理責任者の指示に従い、画像及び記録媒体の保管、閲覧、提供等を行うものとする。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第8条 管理責任者は、画像から知り得た個人情報に他に漏れることのないように、必要な措置を講じるものとする。

2 管理責任者は、画像の漏えい、滅失又は損傷等の防止、不正使用の防止及び防犯カメラのメンテナンスのために必要な措置を講じ、システムのログインパスワードを適宜更新するものとする。

(画像等の保管)

第9条 画像及び記録媒体の保管について、次のとおり定める。

(1) 画像の保管期間はできるだけ短期間とし、最長1か月以内で必要な保管期間を定め、保管期間経過後は速やかに当該画像の消去、上書き等の処理を行い、画像を再生することができない状態にしなければならない。

(2) 画像は、撮影時の状態のまま保管するものとし、当該画像を加工してはならない。

(3) 画像を保管するときは、記録媒体を施錠のできる保管庫等に保管する等、盗難及び紛失の防止を徹底する。

(画像等の閲覧)

第10条 画像及び記録媒体の閲覧は、管理責任者が必要であると認める場

合のみ行うものとする。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第11条 管理責任者は、画像及び記録媒体の内容を、次に掲げる場合を除き、防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 警察への捜査協力や、国又は他の地方公共団体に提供する場合であつて、**文書による要請等を受けたとき**。
- (3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 管理責任者は、画像及び記録媒体の情報を提供したときは、次に掲げる事項を記録する台帳を作成し、保存しなければならない。

- (1) 提供年月日及び時間
- (2) 提供先の名称、所在地、代表者及び担当者
- (3) 提供した画像の内容
- (4) 提供の理由

3 管理責任者は、画像及び記録媒体の情報を提供するときは、目的を達成するための最小限の範囲とし、情報を提供する相手方に対し、防犯カメラ画像利用申請書の提出を求めるとともに、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 画像及び記録媒体の情報を適正に管理し、情報の漏えい、滅失又は損傷等に十分注意すること。
- (2) 無断で画像を複製し、又は申請した目的以外の利用をしないこと。
- (3) 第三者に対して、画像等の無断提供を行わないこと。
- (4) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかに記録媒体の返却、画像の消去等、必要な処理を行うこと。

(意見、要望等の処理)

第12条 管理責任者は、防犯カメラの設置、運用等に関する意見、要望等を受けたときは、速やかに対応し、必要に応じ適切な措置を講じるものとする。

(指定管理施設の措置)

第13条 管理責任者は、必要があると認めるときは、指定管理施設における防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を当該指定管理施設に係

る指定管理者に行わせることができる。

2. 管理責任者は、前項の規定により、指定管理施設における防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に関し十分な措置を講じるよう求めるとともに、このガイドラインに規定する事項を当該指定管理者に遵守させなければならない。

(施設等における基準の作成)

- 第14条 管理責任者は、このガイドラインに基づき、施設等に合わせた基準を作成しなければならない。

附 則

このガイドラインは、令和〇年〇月〇日から施行する。

画像及び記録媒体の情報提供記録簿

提供日時		年	月	日
		時	分	
画 像 提 供 先	氏名又は名称			
	代表者及び担当者	代表者		
		担当者		
	所在地			
	連絡先			
画像の内容				
画像の利用目的				
提供理由				
その他 返却予定等				

管理責任者

--

防犯カメラ画像利用申請書

年 月 日

(申請先)
佐久市長
(〇〇防犯カメラ管理者)

(申請者)
住所又は所在地
機関の名称
代表者氏名 印
担当者氏名 印
連絡先

下記のとおり防犯カメラの画像の利用を申請します。

記

利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他（具体的な目的を記載してください。）
設 置 場 所	
画像の種別・範囲	<input type="checkbox"/> 撮影画像 <input type="checkbox"/> 保管画像 年 月 日 時 分頃から 年 月 日 時 分頃まで
遵 守 事 項	1 画像及び記録媒体の情報を適正に管理し、情報の漏えい、滅失又は損傷等に十分注意します。 2 無断で画像を複製し、又は申請した目的以外の利用は行いません。 3 第三者に対して、画像等の無断提供を行いません。 4 目的を達成したとき又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかに記録媒体の返却、画像の消去等、必要な処理を行います。

(市記入欄)

裁 定	管理責任者	受 付 者
<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		